

IT21 の会 (平成 19 年 11 月) 第 114 回議事録

日時 平成 19 年 11 月 2 日(金) 18:30 ~ 20:25

場所 日本技術士会会議室 葺手第二ビル 5F A,B 会議室

出席者 16 名

配布資料

0711-01 11 月例会案内

0711-02 技術士の視点で『組織の危機管理を考える』の販売について

0711-03 IT 法務リスクの現状と技術士の役割

0711-04 第 20 回修習技術者研修セミナーのご案内

0711-05 第 17 回 GeneXus International Meeting 報告

0711-06 11 期会費納入状況

0711-07 CPD 行事参加票(出席者名簿)

議事

1.議事及び資料確認 小西洋三氏

2.PEAK/IT との合同合宿について 役員 合宿委員
合宿委員より 12 月 1 日、2 日の両日に京都で行われる PEAK/IT との合同合宿について説明が行われた。

3.危機管理研究会成果報告及び修習技術者研修セミナー参加募集 中嶋幸宏氏
「技術士の視点で『組織の危機管理を考える』」の紹介と、11 月 17、18 日に行われる第 20 回修習技術者研修セミナーの案内が行われた。
前者は北海道技術士センター青年技術士協議会危機管理研究会の活動報告として纏められたものである。

4.システム監査学会 第 20 回公開シンポジウムの紹介 黒澤兵夫氏
黒澤氏より 11 月 9 日に行われるシステム監査学会第 20 回公開記念シンポジウムについて紹介が行われた。

5.IT 法務リスクの現状と技術士の役割 小西洋三氏

今回、IT の法務リスクをテーマとして取り上げたきっかけは、ソフト開発での契約に関わる相談を受けたことや、日本技術士会の報酬委員会で鑑定業務と出会ったこと、日経コンピュータ 2006 年 6 月 26 日号において IT 法務リスクに関する特集記事が組まれたことである。

最近、日経コンピュータでは、2 回続けて今回の講演内容に係る特集が組まれた。

10月29日号においては今年起こったトラブルとして、神戸新聞やANAの障害発生の話が取り上げられている。また10月15日号においてはトラブルを未然に防ぐ契約について取り上げられていた。今回は、技術士の立場で何が出来るかという視点より発表する。

「法務」という言葉は、広辞苑によると「司法または広く法律関係の業務」とある。そして法務リスクとは法務に関わるリスク、例えば損害賠償費用や訴訟費用、法務対策による機会損失などが含まれる。IT法務リスクとはIT開発に関わる法務リスクであり、これはメーカーのみならずユーザ側も背負う可能性は十分に考えられる。

IT法務リスクが叫ばれるようになった背景としては、ビジネスのグローバル化や競争の激化、規制緩和(や規制強化)などもあるが、システムが大規模化、複雑化し、インフラの1つとして認識されるようになったことや、システムに疎いユーザに対してもITが普及していったことにより影響が大きくなったことにある。この事が法化社会への移行を促している。法化社会への移行は、日本の司法感覚の変化と関連があり、ITと同じように法律も社会や生活に溶け込んできている証左である。日本は、以前の和を尊ぶ社会から、欧米と同じように契約を重んじ、違反があった際には法によって解決する社会へと移行しつつある。

今回の調査の目的としては、IT法務リスクの現状を調べ、総合報告として纏めた上で、技術士が果たすべき役割について考察することである。法律の調査範囲としては、企業一般に適用される法律も含めた。その中でSE、PMが対応する可能性があり、技術に比較的関連のある法務リスクを中心に調査を行った。総合報告の調査項目としては、法律文や判例などの調査項目を設けた。IT部門に必要な法律として、契約・取引分野(民法、商法など)、労務・会社分野(会社法、労働基準法など)、知的財産分野(特許法、著作権法など)、セキュリティ分野(不正アクセス禁止法、個人情報保護法など)の4つの分野に分けて挙げた。プロジェクトマネジメントにおける法務リスクはPMBOKによると、プロジェクトの中での外部要因の一つである規制という項目に当たる。

日経コンピュータが、企業の法務部門からアンケートを採った結果、ITリスクのうち「開発失敗時の紛争・訴訟リスク」、「障害発生時の紛争・訴訟リスク」、「委託先からの個人情報漏洩リスク」、「委託先からの機密情報漏洩リスク」のリスクについて、何れも半数程度が増加と答えていることが分かった。

次に、関連機関やITに強い弁護士の調査も行った。ITに強い弁護士にはITのメーカー出身の弁護士が含まれている。関連機関の一つである「法とコンピュータ学会」には弁護士の参加が多い。また、日弁連においてもITや知的財産に関する様々な委員会が設置されている。

裁判例として知的財産権、商標権、契約についてそれぞれ具体例で説明を行った。

契約上のトラブルを未然に防ぐために、経済産業省が主導する形で情報システム・モデル取引・契約書が提案された。これはベンダとユーザ双方の立場でモデル契約書を提案するもので、工程を細分化し、ベンダとユーザの役割分担を明確にするものである。これに関する検討課題についてはシステムライフサイクルの体系化や様々な開発モデルに対応すること、ADR(後述)の活用、IT 法務リスクに対する保険制度の創設がある。

経済産業省のモデル契約書を基にして、自社の雛形を作ることを考える。処方箋として契約に空白期間を設けないことでプロジェクトの遅延を防止することや、互いに危ないので安易に一括契約をしないこと、開発者がプロであり、ユーザは素人であることを認識することが挙げられる。また、外部委託契約の要点としてはベンダのプロジェクトマネジメントの義務や変更手続きの明確化、提案書が契約書の規約内容となりうることを十分に認識することが挙げられる。

トラブルが起こった際、その紛争を解決するには、先ず当事者間で交渉を行い、落としどころを探る。解決しない場合はADR、それでも解決しない場合は裁判へと持ち込むこととなる。ADRとは裁判と違い、迅速で簡単に紛争を解決することができる手段であり、調停や仲裁がそれに当たる。知的財産権に関する裁判については技術型と非技術型によって取り扱いが異なるが、東京に知的財産高等裁判所が設置されている。

技術士の役割としては、コンサルティングと技術鑑定がある。コンサルティングは法律や判例を分析し、ノウハウ集やチェックリストを用いて行う。なおコンサルティング対象がIT部門、法務部門、経営陣により、それぞれ違うコンサルティングを行う必要がある。技術鑑定業務とは民事訴訟法を根拠としており、文科系出身者の多い司法関係者への技術的支援を行うことを目的としている。この業務には専門技術を司法関係者にわかりやすく説明できる能力が必要である。この技術鑑定業務については、日本技術士会のプロジェクトチーム「科学技術鑑定センター」が対応している。

今後の課題としては、IT技術者に特化した判例集を作成すること、判例から得られるノウハウ集を提案すること、中小IT企業に対する支援が挙げられる。また、組み込みソフトやオープンソースなどを、新たな法務リスクとして、着目することを考えている。

6. 同上質疑応答

7.10 周年記念シンポジウム DVD ビデオ貸出し開始について(運営担当役員)

4月に行われたIT21の会10周年記念シンポジウム撮影ビデオ(DVD3枚)の貸し出し(案)について説明が行われた。運営担当役員がDVDを引継ぎ、今後1年間会員向け貸出しを行う予定。詳細は後日、周知することのこと。

8. GeneXus International Meeting 報告

勝俣賢二氏

勝俣氏より、9月24日～26日にウルグアイのモンテビデオで行われたGeneXus

International Meeting の参加報告が行われた。

9.会費入金状況報告

会計担当役員 田中令子氏

会計担当役員より 11 期会費入金状況の報告が行われた。

10.初参加の方の自己紹介

初参加の方 1 名の自己紹介が行われた。

以上 (記載者：尾崎 健一郎 記)